

流山市としての独自規定(案)について

議題(1)資料-2

流山市としての独自規定案(1)

- ・・・【規定の対象】施設、事業所において食事の提供を行う地域密着型（介護予防）サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設）

- なければならぬ。地域密着型介護老人福祉施設の基準では、栄養等に配慮して食事の提供を行うよう規定しているが、事業所等において食事の提供を行つ他の地域密着型サービスに係る基準ではこうした食事に関する規定がない。したがつて、同様の規定を置く必要があるのではないか。また、本市は、平成19年に健康都市宣言を行つております、その理念に基づき健康なまちづくりの推進を目指した「健康都市推進プラン」のなかで、健全・健康的な食生活を進めることを目標とし、地元の食材を地元で消費する『地産地消』をすすめていることから、こうしたことなどを条文に反映してはどうか。

< 条文案その①(条文を新設) >

【対象サービス及び該当条文】

- ・(介護予防)認知症対応型通所介護(第80条に新設(介護予防は第32条に新設))
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護(第113条での準用(介護予防は第68条での準用))
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(第133条での準用(介護予防は第89条での準用))
- ・地域密着型特定施設(第154条での準用)
- ・複合型サービス(第208条での準用)

第〇条 △△事業者は、食事の提供に関し、食材料の地産地消に努めるとともに、栄養並びに入所者(利用者)の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

< 条文案その②(下線部が独自規定箇所) >

【対象サービス及び該当条文】

地域密着型介護老人福祉施設(第166条、ユニット型は第190条)

第〇条 △△施設は、食事の提供に関し、食材料の地産地消に努めるとともに、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

流山市としての独自規定案（2）

・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス

- 地球温暖化防止等の地球環境問題への対応を推進する観点から、環境に配慮した事業活動は、介護保険サービス事業者にも求められるところであると考える。流山市では、環境問題に対応し、流山市環境基本計画、流山市温暖化対策実行計画を策定し、これらのなかで事業者の果たすべき役割について定めている。よって、地球環境問題に対応する基本的行動を示す規定を置き、事業者に地球環境問題に配慮した事業活動を行うよう促してはどうか。

< 条文案(条文を新設) >

【対象サービス及び該当条文】

全ての地域密着型(介護予防)サービス(いわゆる第4条に新設)

<地球環境に配慮した事業活動)

第4条 地域密着型(介護予防)サービス事業者は、流山市環境基本計画、流山市地球温暖化対策実行計画に従い、事業者として果たすべき役割を十分に認識し、省エネルギー、省資源、廃棄物削減その他の地球環境に配慮した事業活動を行うよう努めなければならない。

流山市としての独自規定案（3）

・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス

- 3. 1 1 東日本大震災の発生以来、地震等自然災害や火災・事故等の非常災害対策は、我が国の大引きな
テマどなっている。非常災害対策に関する規定は、訪問系サービスを除き全てのサービスの基準において
規定されているが、非常災害に備えた訓練の実施に当たり地域住民の参加を得ることにつけては、現行規定
では、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスにしか置かれていない。し
かし、非常災害時に施設又は事業所の利用者の安全を確保するためには、周辺住民の協力もまた重要である。
したがって、こうした規定を、他の通所及び施設のサービス（二認知症対応型通所介護、地域密着型特
定施設、地域密着型介護老人福祉施設）にも設け、災害時における地域との連携を図るための機会として訓
練を実施することを促してはどうか。
また、非常災害対策に関する規定において、流山市地域防災計画の内容を十分に認識するよう規定に反映
してはどうか。
一方、現行規定では、非常災害対策に関する規定がない訪問系サービス（二定期巡回・随時対応型訪問介
護看護及び夜間対応型訪問介護）については、事業所として非常災害に備えた対応を図るよう規定を新設し
てはどうか。

- < 条文案その①（下線部分が独自規定箇所）>
- 【対象サービス及び該当条文】
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護(第107条。介護予防は第62条)
 - ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(第133条での準用。介護予防は第89条での準用)
 - ・複合型サービス(第208条での準用)

- 第〇条 △△事業者は、流山市地域防災計画に従い、事業者として果たすべき役割を十分に認
識し、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整
備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行
わなければならない。
- 2 △△事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるように連
携に努めなければならない。

< 条文案その②（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

- ・（介護予防）認知症対応型通所介護（第81条。介護予防は第33条）
- ・地域密着型特定施設（第154条での準用）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（第183条での準用。ユニット型は195条での準用）

第〇条 △△事業者は、流山市地域防災計画に従い、事業者として果たすべき役割を十分に認識し、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。

2 △△事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

< 条文案その③（条文を新設）>

【対象サービス及び該当条文】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第35条に新設）
- ・夜間対応型訪問介護（第63条での準用）

第〇条 △△事業者は、流山市地域防災計画に従い、事業者として果たすべき役割を十分に認識し、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。

流山市としての独自規定案（4）

・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス

- 利用者が安心してサービスを利用できるための基本的事項のひとつとして、サービス提供事業者の法令遵守の姿勢がある。そのなかでも、サービスの利用を通じて得られた利用者情報が、利用者本人の意思とは無関係に利用され、あるいは漏洩する必要がある。現行の基準では、個人情報の個人情報の秘密保持について、当該事業所の従業者の守秘義務、(①事業所の従業者の守秘義務を講ずることと、②当該事業所の従業者の守秘義務を講ずることと、③事業者がサービス提供上の理由で個人情報を利用するときは、あらかじめ本人に当該利用に関する同意を得ておくこと)の3つを規定しているが、従業者の個人情報の秘密保持について、介護保険法（第69条の37）の介護支援専門員の守秘義務に係る規定の「介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする」と同様の文言を入れてはどうか。

※介護保険法第69条の37

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

介護支援専門員でなくなった後ににおいても、同様とする。

- ☆ ただし、秘密保持に関する規定は「従うべき基準」であるため、このような文言の挿入が許容されるかどうか、法的な見地からの検討が必要となる。

< 条文案その①（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第38条）、夜間対応型訪問介護（第63条での準用）、（介護予防）認知症対応型通所介護（第85条での準用）。介護予防は第36条）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（第113条での準用。介護予防は第89条での準用）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（第133条での準用。介護予防は第89条での準用）、（介護予防）複合型特定施設（第154条での準用）、（複合型）サービス（第208条での準用）

第〇条 △△事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後ににおいても、同様とする。

2 △△事業者は、当該△△事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 △△事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ておかなければならぬ。

< 条文案その②(下線部分が独自規定箇所) >

【対象サービス及び該当条文】

地域密着型介護老人福祉施設(条例案第179条。ユニット型は195条での準用)

第〇条 △△事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該施設の従業者でなくなりた後ににおいても、同様とする。

2 △△事業者は、当該△△事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 △△事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ておかなければならぬ。

流山市としての独自規定案（5）

・・・【規定の対象】地域密着型介護老人福祉施設を除く全ての地域密着型（介護予防）サービス

- 衛生管理の徹底は、サービス提供事業者としての基本的事項のひとつであり、かつ重要な部分である。現行の基準では、地域密着型介護老人福祉施設にのみ、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する規定（指針の整備、従業者への定期的な研修の実施等）が置かれている。よって、こうした内容の規定を、食事の提供を行う通所ノン施設系のサービス事業者の基準に設ける必要があるのではないか。
さらに、訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）の衛生管理規定についても、衛生管理の徹底が図られるよう従業者への衛生教育を促す規定を盛り込んではどうか。

< 条文案その①（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

（介護予防）認知症対応型通所介護（第82条）、介護予防は第34条）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（第11

3 条での準用。介護予防は第68条での準用）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（第133条での準用。介護予防は第89条での準用）、地域密着型特定施設（第154条での準用）、複合型サービス（第208条での準用）

第10条 △△事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又「は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 △△事業者は、当該△△事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針又はマニュアルを整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

< 条文案その②（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第36条）、夜間対応型訪問介護（第63条での準用）

第10条 △△事業者は、サービス事業者の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、從業者に対する衛生教育の徹底を図らなければならない。

2 △△事業者は、△△サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

流山市としての独自規定案（6）

・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス

○ 地域密着型サービス事業者は、利用者へのサービス提供に関する記録等を整備しなければならないとされているが、現行の基準では、それらの記録の保存期間は「サービス提供の完了の日から2年間」としている。しかし、万一、介護報酬の返還の必要が生じた場合における保険者としての請求権の消滅時効は5年である。したがって、この捉え方に合わせ、必要な書類（サービス計画書及び介護報酬請求に関する書類）について、その保存期間「サービス提供の完了の日から5年間」としてはどうか。

く 条文案（該当部分の抜粋。下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第45条）、夜間対応型訪問介護（第62条）、（介護予防）対応認知症型通所介護（第84条）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（第112条）。介護予防は第67条）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（第132条）。介護予防は第88条）、地域密着型特定施設（第153条）、地域密着型介護老人福祉施設（第182条）、複合型サービス（第207条）

第〇条 △△事業者は、利用者に対する△△サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第1号及び第5号はその完結の日から5年間、第2号から第4号まではその完結の日から2年間、それぞれ保存しなければならない。

- (1) △△サービス計画書
- (2)
- (3)
- (4)

(5) 法第42条の2(法第54条の2)第1項の規定による地域密着型介護（介護予防）サービス費について介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に基づき請求した記録

流山市としての独自規定案（ア）

- ・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス
- 平成24年度の介護保険制度改正により地域包括ケアの推進が介護保険法に明記された。今後とも地域包括支援センターが地域包括ケアづくりの中核となり、地域のさまざまな介護、保健、医療、福祉等のサービス提供主体と連携を図ることが求められることから、こうした趣旨を第3条の「地域密着型サービスの一般原則規定」に反映してはどうか。

< 条文案（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

全ての地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（第3条）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

流山市としての独自規定案（8）

・・・【規定の対象】全ての地域密着型（介護予防）サービス

- 現行規定では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスの基準では、外部機関による事業評価を受け、さらにその結果を公表することが求められているが、地域密着型サービスの事業者指定・事業者指導致する結果を公表することの内容や質の把握をするために、そうした結果について『市に報告する』ことを求めめる必要があるのではないか。
また、外部評価ではなく、自らサービスの質の評価を行いサービスの改善を行ふよう規定されている他の地域密着型サービスについても、自ら質の評価を行つた際には、『市に報告する』ことを求めめる必要があるのでないか。

< 条文案その①（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第42条）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（第96条）。介護予防は第69条）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（第121条）。介護予防は第90条）、複合型サービス（第202条）

第〇条 △△事業者は、自らその提供する△△サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を市に報告するとともに、公表し、常にその改善を図らなければならない。

< 条文案その②（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】
夜間対応型訪問介護（第54条）、（介護予防）認知症対応型通所介護（第73条。介護予防は第44条）、地域密着型特定施設（第143条）、地域密着型介護老人福祉施設（第163条。ユニット型は第188条）

第〇条 △△事業者は、自らその提供する△△サービスの質の評価を行い、その結果を市に報告し、常にその改善を図らなければならない。

流山市としての独自規定案（9）

- ・・・【規定の対象】定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型通所介護においては、サービスの性質上、夜間等の随時の訪問サービスを行うために合鍵を預かる必要があるが、その管理を徹底するための一つの方策として、当該事業所の管理者を合鍵の管理責任者とし、責任の所在を明らかにし、利用者の安心の向上を図つてはどうか。

< 条文案（条文を新設）>
【対象サービス及び該当条文】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第32条に新設）、夜間対応型通所介護（第58条に新設）

第〇条 △△サービス事業所の管理者は、△△サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合の管理責任者となるものとする。

流山市としての独自規定案（1〇）

- ・・・【規定の対象】事業所・施設でサービスを提供する地域密着型（介護予防）サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス）

- 事業所又は施設において利用者にサービスを提供する地域密着型（介護予防）サービスの設備基準に関する現行の基準では、非常災害時に對応する設備について「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」と規定している。しかし、3. 11の東日本大震災や過去の介護保険事業所等における死亡事故の教訓があり、当該規定について災害の予防及び被害の軽減化を図る観点から、消防法及び関係法令の規定に従つて非常災害設備を整えることを規定するとともに、その設備は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、災害による被害を軽減させたため必要なものとして設置することを求める内容とすることで、事業者に非常災害に備えた整備が確実になされるよう促してはどうか。

< 条文案（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

（介護予防）認知症対応型通所介護（第67条）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（第91条、介護予防は第51条）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（第118条、介護予防は第77条）、複合型サービス（第201条）

第〇条 △△事業者は、…（中略）…消火設備その他の非常災害に際して必要な設備…（中略）…を備えなければならない。

第〇項 第1項の非常災害に際して必要な設備は、消防法（昭和23年法律第186号）及びその関係法令の規定に基づくものであるほか、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要なものを設置しなければならないものとする。

< 条文案（下線部分が独自規定箇所）>

【対象サービス及び該当条文】

地域密着型介護老人福祉施設（第158条、ユニット型は第186条）

第〇条 △△施設の設備の基準は、次のとおりとする。

（○）非常災害に際して必要な設備

消防法（昭和23年法律第186号）及びその関係法令の規定に基づくものであるほか、利用者を火災又は地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要なものを設置すること。